

第37回 奈良県個人情報保護審議会 会議の概要

◇日時

平成21年11月11日（水） 10:30～12:00

◇場所

奈良県文化会館 第2会議室

◇出席者

審議会委員：南川会長、金谷委員、中本委員、松本委員、森委員
事務局：総務部総務課 油谷課長、新座参事、水島主任調整員、
田中調整員、原田主査、藤岡主事

◇議事

- (1) 第17号～第20号諮問事案の併合について
- (2) 第21号及び第22号諮問事案の併合について

◇公開・非公開の別

非公開

非公開の理由：審議会等の会議の公開に関する指針3のア（法令等の規定により会議が非公開とされている場合）に該当

『法令等』：奈良県個人情報保護条例第48条（不服申立てに伴う諮問に係る調査審議手続の非公開）

[議事概要]

(1) 第17号～第20号諮問事案の併合について

- | | |
|----------|--|
| 第17号諮問事案 | 1 特定学校長に特定日に提出した通勤届 2 特定月給与報告に係る特定日付け起案用紙、手当報告書1（変更）及び通勤手当報告書の開示決定に対する異議申立て |
| 第18号諮問事案 | 1 特別休暇及び休職中に異議申立人あてに送付した文書の起案文書並びに郵便切手等交付簿 2 公務傷害認定申請書提出日までの経過をまとめた記録及び異議申立人と校長との対応を記録した文書 3 上記2に関して、教育委員会事務局特定所属長へ報告し、及び指示等を受けた起案文書及び経過記録等 4 人事委員会からの指示や通知等の取り組みを記した報告の起案文書及び経過記録等の部分開示決定に対する異議申立て |

- 第19号諮問事案 1 特別休暇をとり、退職する発端となった事由に関して、特定学校長より受けた報告及び指示した事項を記載した経過報告等のすべての関係書類
- 2 住居手当を不支給とし、遡及して返還を命じたことに係る特定学校長から住居手当申請に関する申立書及び添付書類、教育委員会の起案及びその資料並びに異議申立人あてに通知したことを示す書類及び送付したことを証す書類
- の部分開示決定に対する異議申立て

第20号諮問事案 人事委員会事務局で作成した苦情相談処理報告書の開示決定に対する異議申立て

(2) 第21号及び第22号諮問事案の併合について

第21号諮問事案 特定個人の特定高等学校における高等学校生徒指導要録の部分開示決定に対する異議申立て

第22号諮問事案 特定高等学校から特定高等学校へ送付された特定個人に係る高等学校生徒指導要録の写し
の部分開示決定に対する異議申立て

※ 不服申立てにおける調査審議の手続は、公開すると不開示情報が公になるおそれがあるため、審議の内容は掲載してありません。